

とちぎ結婚支援センター足利運營業務委託に係る

公募型プロポーザル募集要項

1 業務名

とちぎ結婚支援センター足利運營業務

2 業務概要

(1) 業務の目的

「結婚したいけど出会いの機会がない」、「素敵な出会いがあれば結婚したい」という独身男女の希望の実現に向けて、足利市がとちぎ未来クラブと連携して進める「とちぎ結婚支援センター足利」（以下「センター」という。）を設置・運営し、総合的な結婚支援事業を行う。

当該事業は、センターの設置・運営について、公募により委託先を選定し、業務を委託しようとするもの。

(2) 業務の内容

「とちぎ結婚支援センター足利運營業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和4年7月（契約締結の日）から令和5年3月31日まで

3 提案限度額

2,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

なお、提案限度額を超えた場合は失格とする。

4 参加資格

本案件に参加できる者は、この業務の募集の公告の日（以下「公告日」という。）現在において、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。なお、その後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 令和4・5年度物品購入・業務委託等入札参加資格者名簿の業種区分（役務の提供）005・006 いずれかに登録されている者。公告日現在未登録の場合は、あらかじめ総合政策部地域創生課に連絡のうえ、令和4・5年度物品購入・業務委託等入札参加資格審査申請書を地域創生課に提出し、登録完了した場合はこの要件を満たしているものとする。なお、提出要領は、行政経営部契約管財課の「【物品購入・業務委託】（令和4・5年度）入札参加資格審査申請（随時受付）」によることとし、郵送による提出の場合は提出期限必着のこと。

- (2) 市内に営業所等を有する法人（市内に本店または支店を有するものに限る。）。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当しないこと。
- (4) 足利市競争入札参加者指名停止要領（平成 22 年 4 月 1 日実施）の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又は足利市暴力団排除条例（平成 24 年足利市条例第 22 号）第 6 条に規定する密接関係者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

5 参加表明に関する事項

参加しようとする者は、次により参加表明書等の提出を要する。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 参加資格要件確認表（様式第2号）
- ウ 会社概要等（様式第3号）

(2) 提出部数

正本1部

(3) 提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限

令和4年6月8日（水）午後5時

※ 持参の場合は、市役所の閉庁日を除く、午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時の間に持参すること。

郵送の場合は、封筒に「とちぎ結婚支援センター足利運營業務委託参加表明書在中」と記して送付し、提出期限必着のこと。

イ 提出場所

〒326-8601 足利市本城3丁目2145番地 足利市役所本庁舎4階
総合政策部地域創生課移住定住担当

TEL 0284-20-2261 担当：柏瀬、宮崎

FAX 0284-21-1384

E-mail machi@city.ashikaga.lg.jp

ウ 提出方法

郵送（配達を証明できる方法に限る。）または持参。

(4) 参加資格要件の審査

提出があった参加表明書及び関係書類等を総合政策部地域創生課で審査し、参加資格要件を確認した者に対し、令和4年6月13日(月)に、企画提案書提出要請書を電子メールで通知する。また、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たなかった旨及び理由を書面により通知する。

(5) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加表明書を提出した者のうち、参加資格要件が満たなかった旨の通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面により、市長に対し、参加資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

イ 市長が説明を求められたときは、説明をを求めることができる期限の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により回答する。

6 質問に関する事項

本要項や仕様書の内容等について質問がある場合は、「質問表」（様式第4号）により提出すること。なお、本要項及び仕様書に関係する内容以外の質問については、受け付けない。

(1) 提出期限

令和4年6月13日（月）午前9時まで

(2) 提出方法

電子メールにて提出すること（口頭、電話、ファクス、郵送、持参による質問は不可）。送信後、必ず電話による受信確認連絡をすること。質問は複数回可能。

(3) 提出場所

上記「5(3)イ」に記載する電子メールアドレス宛とする。

(4) 質問の回答

質問に対する回答は、令和4年6月20日（月）午後5時までに、5の参加表明をした者に対し電子メールで通知する。なお、質問に対する回答は本要項及びその他提出資料等の追加または修正とみなす。

7 企画提案書に関する事項

(1) 提出書類

ア 提案書（様式第5号の次に任意様式の提案書を付けること）

提案書には、次の項目を順番に記載すること。

(ア) 本提案に関連する業務実績

(イ) 業務実施体制

(ウ) 業務工程表（スケジュール）

イ 見積書（様式第6号）

本業務の企画提案見積価格を記載すること。見積額は消費税を含めた額を記載し、人件費、間接経費など、必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳書（任意様式）を添付すること。

(2) 作成上の留意事項

A4判を用いて、下部中央にページ番号をふること。

(3) 提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限

令和4年6月27日（月）午後5時

イ 提出場所

上記「5(3)イ」による。

ウ 提出方法

提出する提案は1案とし、提案書、見積書とも紙媒体で正本1部、副本5部を持参または郵送（配達を証明できる方法に限る。）により提出すること。持参の場合は、市役所の閉庁日を除く、午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時の間、郵送の場合は提出期限必着のこと。

(4) 追加及び変更

提出後の案の差し替え（追加及び変更等）は提出期限までの間に限り認める。

8 優先交渉権者を選定するための評価基準等

(1) 選定の方法

本要項に従い提案書を提出した者を対象に「とちぎ結婚支援センター足利運営業務委託審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を行う。

(2) 審査

審査委員会は、提案者の提案及びプレゼンテーションに対して、提案を総合的に審査・評価し、優先交渉権者を選定する。

(3) 評価基準

次表に掲げる評価項目、配点を基準として提案書及びプレゼンテーションの評価を行う。

評価項目	配点	評価の観点
1 業務遂行能力	20 点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本提案に関連する業務実績に鑑み、業務遂行能力が認められるか ・ 本業務を適切に実施できる体制か ・ 業務を安定的に遂行できる適切なスケジュールか ・ 業務に対する取組姿勢が適切で、意欲があるか
2 業務構想力	40 点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体等の関係機関との連携が十分にとれるか ・ 実現可能な提案がされているか ・ 業務の趣旨にあった提案内容であり、取り扱う内容や視点に偏りがいないか
3 全体	20 点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務目的、内容を十分に理解しているか ・ 結婚へと導く実施内容となっているか
4 見積金額	20 点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務内容に対し、適切な経費が計上されているか
合計	100 点	

9 優先交渉権者及び非選定者に対する通知方法等

(1) 優先交渉権者への通知

優先交渉権者に選定された者に対しては、選定された旨を書面（選定通知書）により、市長から通知する。

(2) 非選定者への通知

ア 優先交渉権者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により、市長から通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。

(ア) 受付場所

上記「5(3)イ」による。

(イ) 受付時間

市役所の閉庁日を除く、午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時の間に持参すること。

ウ 上記イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

10 本プロポーザルの日程等

令和4年5月18日(水) 募集開始(市ホームページ)

6月8日(水) 参加表明書及び参加資格要件審査書類の
提出期限

6月13日(月) 参加資格審査結果の通知及び企画提案書等の
提出要請
質問事項の受付期限

20日(月) 質問回答期限

27日(月) 企画提案書の提出期限

7月4日(月) 審査委員会(プレゼンテーション)(予定)

6日(水) 審査結果通知発送(予定)

※ 応募事業者が多数のときは、審査委員会及び結果通知発送の日程が変更となる場合がある。

11 その他の留意事項

(1) 優先交渉権者決定後、選定結果及び評価結果を公表する。

ア 優先交渉権者の氏名及び住所

イ 優先交渉権者が提案した見積金額

ウ 応募者の数

エ 評価結果(優先交渉権者以外の氏名は符号によるものとする。)

(2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は企画提案書を提出することができないものとする。

(3) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等は、提出者の負担とする。

(4) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とし、提案者を失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

- (5) 本プロポーザルの手続き期間中に、上記4に規定する参加資格に抵触するに至ったときは提案者を失格とする。
- (6) 優先交渉権者と足利市は、企画提案書に記載している内容をそのまま実施するのではなく、企画提案書の内容を基にして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行い、交渉が整った際には、契約の手続きを行う。
- (7) 提出された参加表明書は返却しない。
- (8) 提出された企画提案書は返却しないものとする。なお、提出された参加表明書及び企画提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (9) 企画提案書に記載した担当者は、原則として契約期間内は変更しないものとし、止むを得ず変更を行う場合は、提案時と同様の技術・実績を持った者に担当させるものとする。